
○議長（柿澤 潔） 開会に先立ち、ご紹介申し上げます。

このほど安曇野市議会及び筑北村議会において、広域連合議会議員の交代があり、新たに安曇野市からは高山一榮議員、吉田満男議員が、筑北村からは前山健治議員が選出されましたので、ご承知願います。

午後 1時57分開会

○議長（柿澤 潔） これより平成24年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が7件提出されております。また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわる報告が1件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の議席の指定

○議長（柿澤 潔） 日程第1、安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の議席の指定を行います。

安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（柿澤 潔） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において 7 番、前山健治議員、8 番、小林あや議員、10 番、中原巳年男議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（柿澤 潔） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（柿澤 潔） 日程第 4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に高山一榮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました高山一榮議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柿澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高山一榮議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました高山一榮議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました高山一榮議員からあいさつがあります。

○副議長(高山一榮) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま松本広域連合議会の副議長にご推薦をいただきまして、大変光栄に思っております。また同時に、責任の重さを痛感しておる次第であります。

松本広域圏内8市村、42万圏域住民の松本広域連合の議会の果たす役割は大変重要であります。議会の機能を十分に果たせるよう柿澤議長を補佐し、議会運営に努力してまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

これまで以上の皆様のご協力とご支援を賜りながら任務を務めたいと思っております。皆様のご協力を心からお祈りする次第であります。あわせて、この議会がますます広域42万住民の皆様のお役に立てますように、微力ながら私も今後議長を補佐しながら努力してまいりたいと思っておりますので、変わらぬご支援を賜りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、一言ごあいさつさせていただきました。ありがとうございました。よろしく願いします。

日程第5 安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の常任委員の選任

○議長(柿澤 潔) 日程第5、安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の常任委員の選任を行います。

安曇野市議会及び筑北村議会選出議員の常任委員につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元の常任委員会名簿に記載のとおり指名いたします。

日程第6 安曇野市議会選出議員の議会運営委員の選任

○議長（柿澤 潔） 日程第6、安曇野市議会選出議員の議会運営委員の選任を行います。

安曇野市議会選出議員の議会運営委員につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において平林徳子議員を指名いたします。

なお、平林徳子議員は、議会運営委員会副委員長に互選されておりますので、ご報告申し上げます。

日程第7 議案第1号～議案第7号

○議長（柿澤 潔） 日程第7、議案第1号から第7号までの以上7件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに平成24年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、ただいま全会一致でご推薦を受けられ、ここに松本広域連合議会第9代副議長として高山一榮議員が選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

高山副議長におかれましては、安曇野市議会第3代議長としてご活躍され、高い識見と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域発展のため、今後一層のご尽力をお願い申し上げます。

また、11月定例会以降、安曇野市並びに筑北村において議会議員選挙が行われ、これに伴い6名の皆様は松本広域連合議会議員にご就任されました。このたびご就任された皆様におかれましては、松本地域のさらなる発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私は、平成20年3月28日、松本広域連合広域連合長に就任以来、私の任期は残すところ1カ月余りとなりましたので、議案の提案説明に先立ちまして、この4年間を振り返り、若干所感を申し上げたいと存じます。

まず、平成22年3月31日に、松本市と波田町との合併により、当広域連合の構成市町村数が1団体減少し、3市5村の枠組みとなりました。そのため、議員の皆様方のご理解をいただき、広域連合運営費の負担金の算定方法や議員定数の2人削減など見直しを行ったところでもあります。

次に、当広域連合における中枢業務であります消防業務につきましては、消防組織法の改正に伴い、中南信地域7消防本部の広域化を平成20年9月から中南信消防広域化協議会において協議してまいりましたが、構成団体の足並みがそろわず、一たん休止という結果になったところがございます。しかしながら、私は、超少子高齢型人口減少社会の進展により、将来再び広域化協議が行われる場合には、この協議の中で策定いたしました広域消防将来ビジョンが指針となるものと考えております。

また、危機管理の面から、当消防局管内の昭和56年以前に建てられた消防署所の耐震診断を実施した結果、耐震基準に満たない5カ所の消防署所について、建物の耐震力を上げる補強工事を平成18年度から着手させていただき、平成20年度に事業を完了したところであります。さらに、昨年6月30日に、長野県中部を震源とする強い地震があり、松本市では震度5強を観測しましたが、消防庁舎に大きな被害はなく、直ちに消防局に警防本部を設置し、負傷者の搬送、閉じ込められた方々の救出、危険物施設の対応などに当たるとともに、松本市や県の災害対策本部等と連携し、被害情報の収集・伝達に万全を期したところであります。

次に、東日本大震災等に関連して申し上げます。

当広域連合といたしましては、総務省消防庁から緊急消防援助隊の出動指示を受け、発災当日から24日間で延べ39隊、163人の消防職員を長野県隊として派遣いたしました。松本地域におきましても、大地震の発生が懸念されている中、昨年11月1日から2日にかけて、松本空港周辺において実施されました緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練に救助隊等の派遣を受ける側として参加いたしました。この訓練は、長野県中部を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、松本地域で震度6強を観測し、当広域連合関係市村が甚大な被害を受けたとの想定のもと実践的な訓練を行ったもので、この成果並びにこのたびの東日本大震災を大きな教訓として当広域連合の受援体制を検証し、その強化を図り、引き続き危機管理に生かしてまいる所存でございます。

次に、平成21年10月14日に、日本航空（JAL）が突如突然信州まつもと空港からの撤退方針を表明したことから、信州まつもと空港利用促進協議会の一員であります当広域連合といたしましては、関係団体と一体となって路線の存続に向け活動を開始いたしました。その結果、平成22年6月1日からFDAによる松本・札幌線及び松本・福岡線について、ジェット機による運航が実現したところであります。

以上申し上げましたとおり、当広域連合の業務について一定の前進を図ることができましたのも、議員の皆様方のそれぞれのお立場でのお力添えのたまものであり、ご尽力に対し、改めて深く感謝を申し上げます。

次に、地方や当広域連合を取り巻く情勢に関連して若干述べさせていただきます。

野田政権は、去る1月13日に、社会保障と税の一体改革を着実に推進するため、内閣を最善かつ最強の布陣とするとして改造いたしました。また、1月24日には通常国会を召集し、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加に向けた農業強化策やエコカー補助金の復活を盛り込んだ、総額2.5兆円となる昭和22年度以来の異例の第4次補正予算を提出したところでございます。私は、TPP交渉参加は、国策としての将来の日本の方向性を決定する極めて重要な課題であり、そのかじ取りの選択は大変重いものであると考えております。今回の参加の是非に当たっては、国民への情報提供が不十分で、幅広い国民的論議が先にあるべきであり、いささか性急過ぎるのではないかとの思いでおります。

次に、信州ドクターヘリ松本について申し上げます。

昨年10月1日に、信州ドクターヘリ松本が、長野県内で2機目のドクターヘリとして信州大学医学部附属病院に配備されたものであります。これは、平成17年から運航している厚生連佐久総合病院配置のドクターヘリに続くもので、県内2機目のドクターヘリが当地域に配備されることにより、救命率の向上と救急専門医の定着やレベルアップが見込まれるなど、救急時の迅速な医療体制の充実に大変大きな効果が期待されております。私といたしましても、全県的視野のもと、信州大学医学部附属病院が県内唯一の高度救命救急センターとして多くのスタッフを抱えていることや、木曾・大北地域の初期治療を開始できる時間が大幅に短縮されることなどから、地域間の個々の主張などに余りとらわれることなく適切な配備を望んでおりましたので、長野県知事のご判断に敬意を表し、感謝を申し上げますとともに、引き続き救命率と患者の社会復帰のさらなる向上に取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました条例改正2件、補正予算2件、当初予算2件、和解1件、計7件の提出議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第1号の松本広域連联手数料条例の一部改正は、関係政令の一部改正に伴い、新たに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が危険物施設に追加されるため、この設置許可申請に係る審査手数料を追加するものでございます。

次に、議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部改正は、関係政令の一部改正に伴い、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたため、これを現在貯蔵し、または取扱う施設のうち、一定の条件を満たす施設の経過措置を追加するものでございます。

次に、議案第3号及び第4号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度の事務事業の精算に伴う経費が主な内容でございまして、一般会計では、決算見込みによる人件費の精算を初め、勸奨退職者に係る特別負担金、国庫補助金不採択に伴い救助工作車の購入を見送り基金に積み立てるとともに、東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動費などを追加しております。

補正規模は、一般会計で1,189万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億8,864万円に、また、特別会計では、347万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2,255万円とするものでございます。

次に、議案第5号及び第6号の平成24年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額43億9,442万円でございます。関係市村が厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の皆さんから一層信頼される広域行政を推進するため、重点事務事業の推進を基本とし、今後必要となる無線のデジタル化などに備え、起債の抑制、基金残高の確保などに配慮した予算編成といたしました。

新年度の主な事業といたしましては、平成24年度に予定されている事務局事務所移転に伴う費用、介護保険法改正に伴う介護認定審査会システムの改修や救助工作車、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車、各1台の更新などのほか、平成26年度に多額の事業費を必要とする消防救急業務用無線のデジタル化に備え基金を積み立てるものでございます。

また、松本地域ふるさと基金事業特別会計では、予算総額は1,856万円で、平成23年度予算に比べ2.7%の減となっております。新年度の主な事業といたしましては、広域的観光事業でJR中央東線沿線や高速道路サービスエリアにおける観光キャラバンを行い、広域的健康文化事業では、ふるさと探訪バスツアーを引き続き実施いたします。また、広域的地場産業振興事業では、県内物産展のほか、中京圏で開催されるイベントにも出展することとしております。

次に、議案第7号の自動車事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について申し上げま

す。

平成22年9月17日に松本市芳川小屋で発生した自動車事故による損害賠償の額を、当広域連合739万3,642円、相手方38万2,856円とし、和解するものでございます。

このほか、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件をご報告申し上げております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柿澤 潔） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第8 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（柿澤 潔） 日程第8、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、20番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

20番、池田国昭議員。

○20番（池田国昭） それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今回は、介護認定のことで消防行政について、各々お聞きしていきたいと思います。

2000年から導入された介護保険制度も、今年度、平成23年度の第4期を終えて、いよいよ各々の自治体において第5期の事業計画が策定され始めました。介護保険料が5,000円を超えるということで、かなりの引き上げになるということが大きな話題というか、問題の一つとなっておりますが、今回の介護保険法の改定は、そうした負担が増えるという問題と同時に、公費の抑制、そしてそのための重点化と称して制度を重度者向けにシフトし、今まで以上に「保険あって介護なし」、こういうことを一層進めようという中身になっています。それは、認定のランクは変えず、しかし軽度認定者については保険を適用しない保険外適用の事業にサービスを移していく、これは既に各自治体でも議論が始まっていることかと思えます。しかし、第4期のときに一番問題となった、認定そのものをいわば低くする、そして認定をランクによって使えるサービスを制限してしまう、こういう中身が第4期だったわけですから、こうした新認定制度の導入については10月に見直しが行われましたけれども、今回の改定では、あたかもそうした問題点は全くなかったかのように、今度の改定の中では

一切手がつけられていない問題です。

しかし、第4期のときに認定が低く出るという問題は、決して解決したわけではございません。当時、いわゆる非該当の出現率が2倍以上になったということと、それから、要介護1以下に認定されてしまったそうした軽度の認定の割合が53.6%と、全国的には軽度化がはっきりと見られた、そういう中での見直しが行われたわけですがけれども、松本広域連合について数字的に申し上げれば、その見直しがされる前は、今申し上げた要介護度1以下の出る比率が全体の36.7%だったものが、この第4期の改定で44.1%と、7.4ポイント上がったと。確かに国ほどではないにしても、国というか、日本全体法ではないにしても、明らかに軽度化の傾向がこの松本広域連合管内の中でも見られるわけです。この点は、実は当初から指摘されていたことで、いわば認定制度を少し変えるだけ、俗っぽい言葉でいうと、さじかげん一つで介護費用の抑制はどうにでもできる、こういう制度であるということが指摘されましたが、まさにそのとおりになっているというのが今の実態かと思います。今度の介護保険法の改定、それに伴って当広域連合で認定の事務というか、審査が行われるわけですがけれども、私は、こうしたやり方で果たして安心して介護が受けられ、また、介護ができるのかというところから、もう一度考え直す必要があるかなと思います。

そこで、質問ですが、当広域連合の所掌事務にかかわる認定審査についてのみの質問となるのは非常に制限があると言われますけれども、しかし、私は、もう一度根本的に、先ほど申し上げた介護保険制度そのものにもかかわっての質問を以下したいと思います。

まず、先ほど申し上げた第4期で見直しをされ、その後の認定の傾向について松本広域連合管内はどのように推移しているのか、このことは、以前当広域連合の総務民生委員会の中でもかなり侃々諤々と議論がされた経過があるというふうに伺っておりますけれども、いずれにしても、先ほども紹介した今回の制度改定では、いわばサービス削減をねらう内容となっていて、こうしたやり方に対して連合長はどのように考えるのかということとあわせながら、今の広域連合管内の認定の状況についてお伺いしたいと思います。

また、そもそも認定制度そのものについてどのように考えるのか、私は改めて、以前にも申し上げたかと思いますが、医療分野での保険は、医療機関にかかりお医者さんの判断でいわば介護でいうところの認定がされて、そしてその保険を使って医療行為を受けることができるわけです。それに対して、今の介護認定制度は、認定審査会というところで全国公平だということとなっているわけですがけれども、私は改めて、資格を持った専門家の判断でサービスが受けられるように、ちょうど医療制度のような、お医者さんの判断で受けられるよう

な、そういう制度にすべきと考えますが、この点についてどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。

次に、消防行政についてお伺いします。

消防行政について、前の議会の消防委員会で、私のほうで、いわゆる非番になっている職員の出勤状況はどうなっているのかということをお伺いし、実際の参集の実態はどうなっているか、資料の提出をお願いしてございました。その資料が私のところに届きました。今日は、この資料との関係で、以下質問をしたいと思います。

この資料によれば、平成22年度分の資料ではありますけれども、火災出動の189件、広域連合管内の消防署所の全体が189件、火災で出動しておりますが、そのうちの77件、40.7%が、そこに勤めている職員だけではなくて、非番の職員を消防署にいわば出てきてもらって体制をとっている、こういうことがこの資料でわかりました。少し特徴的なところを見ると、消防署ごとですけれども、90%以上、すなわち火災出動した際のほぼ同じぐらい、いわばほぼ必ず非番で出勤をしている、それが梓川消防署と麻績消防署ですが、麻績消防署の場合は確かに件数こそ3件と少ないわけですけれども、しかし、麻績の場合は、火災出動があれば必ず非番の職員が出る、100%になっているというのが特徴です。また、消防署別に見てみて50%以上、すなわち2回に1回以上は必ず非番で出てこなければならないところが、渚が52.2%、本郷が66.7%、明科57.1%、山形が63.2%と、こういう状況になっています。

私がお聞きしたい点は、まず出動している、どういう意味で出動しているのか、その実態についてお聞きしたいのと、また、今回、後ほど消防委員会でも常備消防力整備に係る中長期構想案が提案されて議論されるわけですけれども、果たして非番と参集の状況との関係で、今の消防力及び今後中長期的に見られている消防力で十分にこの力が確保されていると言えるのかどうか、このことについてお伺いしたいと思います。

阪神・淡路大震災があったときに一番言われたことは、いわば、言葉としてはよくありませんが、同時多発的に火災が広範囲に起こった、そのときに果たして持っている消防力を全面的に発揮して消防活動、救急救援活動ができたかどうかということの中で、消防力ということがかなり改めて見直されてクローズアップされてきたわけですけれども、そうした教訓との関係から見て、この事態、今の状況をどのようにお考えになるか、このことをお聞きして、第1回目の質問といたします。

○議長（柿澤 潔） 小林事務局長。

○事務局長（小林一博） 介護保険につきまして、3点の質問に分けてお答えいたします。

まず、池田議員の要介護認定の軽度化傾向に対する認定の変化と最近の傾向についてお答えします。

要介護認定は、介護保険制度に基づくさまざまな介護サービスを利用するため、全国一律の基準により公正かつ公平に行われることが重要です。平成21年度の要介護認定の改正では、要介護認定のばらつきを是正することなどを目的として見直しが行われました。審査判定の段階での軽度化につきましては、さまざまな要因が関連してその傾向が出現しているものと考えますが、介護保険制度自体が予防介護へと重点をシフトしてきたためにあらわれた現状であると考えます。最近の当広域連合の認定状況としては、各地域の特性もあるとは思いますが、数値のみで全国と比較しますと、どちらかといえば軽度に判定される割合は低い傾向が示されております。

次に、今回の制度改正によるサービス削減についてお答えします。

今回の介護保険法改正の柱としましては、医療と介護の連携の強化や保険料の上昇の緩和など、幾つかの項目が掲げられております。ご指摘のように、今回の法改正において、運用によってはサービス低下につながるものが懸念される部分もあるようですが、介護サービスにつきましては、介護保険を運営する保険者である各市村の地域の実情に応じて、要介護者のための各種サービスや事業等が実施されるものでございます。当広域連合といたしましては、適切なサービス事業が展開されるよう、保険者である各市村との連携をとりながら、公平、公正な認定事務に努めてまいりたいと考えております。

介護認定制度について、医療制度のような給付方法でサービス提供が受けられないかというご質問にお答えいたします。

介護保険制度の中で各種サービスの提供を受けるための前提として、介護認定審査があるものと理解しております。当広域連合といたしましては、制度の抜本的なことに关しまして回答できる立場にないものと考えます。今後とも、適正な審査判定に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柿澤 潔） 角田消防局長。

○消防局長（角田啓蔵） 池田議員の質問にお答えいたします。

職員の非番参集の実態についてお答えします。

職員には、所属の所管内で火災対応が長引く場合などに備え、必要により参集して災害支援をするよう事前に命令を出してあります。平成22年度中では189件の火災出動中77件に非

番参集しておりますが、他の災害も含め、おしなべてみますと、非番参集は年間職員1人当たり一度あるかないかが実態でございます。消防の人的体制につきましては、消防団との連携等、松本広域管内の実情に即した運用をしており、前回の11月定例議会でもお答えいたしましたとおり、通常災害には対応できるものと考えております。

次に、東日本大震災の教訓と常備消防力整備に係る中長期構想についてお答えいたします。

消防局として、東日本大震災から得た教訓は、大規模災害に備え、県内外の消防本部との連携を深めることが重要であるということとして、昨年11月に緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を当広域連合管内で行い、県内を初め、関東ブロック1都8県から246部隊、909名が参加し、部隊の連携を深めました。

常備消防力整備に係る中長期構想におきましては、大規模災害時の広域応援制度を踏まえ、大規模災害発生時の初期対応に必要な体制確保を基本に、合理的かつ効果的な消防体制の構築を目指すこととしております。また、この構想は、前回の委員協議会へ素案を報告しご承認いただきましたが、その際のご意見等を踏まえ、内容を整えまして、午後開催の消防委員協議会で改めてご協議いただくこととしております。

以上でございます。

○議長（柿澤 潔） 20番、池田国昭議員。

○20番（池田国昭） それでは、2回目の通告はしてありませんので、今の答弁を受けて私の感じる点、問題提起も含めて発言していきたいと思っております。

1つは、介護認定にかかわる、いわゆる軽度に出る傾向の数字の見方、確かに今の答弁にあったように、各地方自治体でのそういう政策が功を奏して、予防にシフトしたための結果として出ているのであれば、私は、それはいいことだなと。でも、実際は果たしてどうなのかと。実は、この質問を準備するに当たって関係者の方にお聞きしました。今度の認定制度のいわば見直しも行われたわけですが、認定制度がああいう形で一次判定、二次判定が変えられることによってどうなったかは、確かに特定の人、その方がどうなったかということの追跡をしなければ、現状が変わっていないのに認定度が下がるというふうには言えない、確かにそういうふうには思います。ですから、先ほど答弁の中にあつた数字だけ見て云々とは必ずしも言えない、その点は私も同感ではございますが、しかし、実際に私たちの身の回りで起きている相談内容等々から考えるならば、特定の人実際に認定が低く出たということは、これは紛れもない事実だというふうには思います。

確かに今回求めたというか、今回問題提起をした中身については十分推移的に追っていく

ことは難しいことかもしれませんが、今回の介護保険の改定について先ほど特徴を申し上げました。認定を下げるだけではなくて、認定を保険外にしていくというようなことまで行われているわけですから、そういう視点から、松本広域連合も、単なる認定業務をやるだけではなくて、制度の問題点も含めて必要であれば国へ意見を上げることも必要なわけですから、そういう観点からいま一度、認定の現状を分析する必要があるのではないかとというふうに思われます。ぜひこういう観点で、私も引き続き動向を見ていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、消防行政の問題についてお聞きします。

私、質問した中でお答えがなかったのは、火災の対応が長引くことを考えて、あらかじめ非番の職員に出てきてもらうこともありますよということをお願いし、実際に出てきてもらっていると。私がお聞きしたかったのは、それだけではないじゃないですかと。すなわち、火災が長引いてというだけではなくて、火災のときに消防車がすべて出動した場合に救急車を動かす職員がいなくなってしまう、これが現状の一つではないですか。しかも、救急車は3人の方がそろわなければ出動できない。消防なんかの場合は、いわば3人いなくても2人でとりあえず現場に急行する、そういうことも必要でしょう。現にそういうふうにやりくりの中で頑張っている消防職員の方がいらっしゃいますが、救急は、今申し上げたように3人そろわなければ出動できない。そうなった場合に、必ずしも勤務している勤務地と居住地が近くない職員等を含めいろいろあった場合に、結局救急車の初動の出動が遅れる、そういう事態を私は心配しているし、現にそういうことの心配があるから非番の出動が行われているのではないですか。ぜひこの点もリアルに私は見ていく必要があるなというふうに思います。

それから、1つの観点として、確かに非番の職員にご負担をしてもらう、確かに消防署の職員ですから、何があっても、どんな場合でも緊急招集がかかったら出てくるのは当たり前、そういう形をお願いしております。しかし、そういう点からいうと、確かに年間職員1人当たり1回あるかないか、職員の皆さんへの負担という点からいえば、そういうことかもしれませんが、私は、先ほど申し上げた、救急車が出動が遅れるようなことがあれば、結果的に圏域の住民の皆さんとの関係からいって、そちらのほうが私は重要な視点ではないかと。そういう意味で私は、非番の出動状況が果たしてどうなっているのか、もう少し詳しく実態を報告していただきかったということを申し上げたいと思います。

それから、もう1点、今までも申し上げましたが、阪神・淡路のときは、本当に大きな被

害を広域的に同時多発で火災が出たときに、持っている消防車両ないしは、いわゆるハードと言われる消防機材、そういうものを100%力を発揮する、それを動かすだけの職員がいなかった、これが一つの大きな教訓だったと思います。

そういう点からいうと、非常事態、これから松本広域連合管内の中で予想される大きな地震が来た場合に、周辺の応援ということは、日常の場合にはその可能性、そこに期待しているとは思いますが、同時多発で起こった場合に、現在保有している車をすべて救急車も含めて動かせるだけの人員がいるのかどうかということ、それは勤めている、非番であろうがなかろうが、そういうことじゃなくて、現在の職員体制で一斉にそういう事態に対応するときにそれだけの人的準備ができているのか、このことが消防力の問題として改めて問われたのが阪神・淡路大震災の後でした。

あとは、繰り返しになるので余り申し上げませんが、ところが、途中からその消防力というものの見方が、分子を増やして充足率を上げるのではなくて、分子はそのままでも分母を減らして充足率100%とか充足率が前よりかも上がってよくなっているとか、国のほうも、いわば分母の減らし方については地域の状況をかんがみているいろいろ考えて構いませんよという形で分母が減らされました。しかし、だれが考えても、分子を増やして充足率が上がるのではなくて、分母が減らされて充足率が上がるようでは、実態は変わっていないわけですから、私はそのことを非常に心配して今でも思っているわけです。ぜひこの後、消防委員会でまた議論がされるかと思いますが、そのことを重ねて問題提起として申し上げて、今回の一般質問のすべてを終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（柿澤 潔） 以上で、池田国昭議員の質問を終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第9 議案に対する質疑

○議長（柿澤 潔） 日程第9、議案第1号から第7号までの以上7件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から第7号までの以上7件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、そ

れぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分休憩

午後 4時48分再開

○議長（柿澤 潔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

総務民生委員会副委員長に、松澤好哲議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

日程第10 委員長審査報告

○議長（柿澤 潔） 日程第10、議案第1号から第7号までの以上7件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、草間錦也議員。

○総務民生委員長（草間錦也） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案5件について、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第1号 松本広域連联手数料条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成23年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成23年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成24年度松本広域連合一般会計予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第6号 平成24年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しましたが、松本地域ふるさと基金事業につきましては、平成24年から新たな誘客促進観光キャンペーンを展開するとの説明がありました

が、委員からは、そのような新たな事業の展開に積極的に取り組むよう、多くの要望がありましたことを申し添えます。

以上で、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柿澤 潔） 次に、消防委員長、中原輝明議員。

○消防委員長（中原輝明） ご指名により消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案4件について、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成23年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）中、当委員会にかかわる補正予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成24年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会にかかわる予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 自動車事故に関する損害賠償の額の決定及び和解につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柿澤 潔） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ないようでありますので、これより採決をいたします。

議案第1号から第7号までの以上7件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柿澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告とおり可決されました。

○議長（柿澤 潔） 以上をもって今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成24年松本広域連合議会 2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時55分閉会